

## 郡山市創業・事業承継支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の発展及び成長並びに雇用の創出及び維持を図るために、市内で創業する者及び事業を引き継ぎ発展させる者 に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 市内で事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し事業を開始することをいう。
- (2) 事業承継 経営権の移転等（法人においては会社分割、会社合併又は経営権を有する者（議決権のある株式の過半数を保有する者等をいう。）の変更及び代表者の変更、個人事業主においては事業を引き渡す者の所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する廃業の届出書（以下「廃業届出書」という。）の提出及び事業を引き受ける者の開業の届出書（以下「開業届出書」という。）の提出をいう。）又は事業を譲渡することをいう。
- (3) 親族内承継 経営者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。）に事業を承継することをいう。
- (4) 従業員承継 親族以外の企業内の従業員（役員を含む。）に事業を承継することをいう。
- (5) 第三者承継 他の企業や創業希望者等の第三者に株式譲渡や事業譲渡により事業を承継することをいう。
- (6) 主たる事業所 法人においては本社又は事業所、個人事業主においては開業届出書に記載する納税地をいう。
- (7) 特定創業支援等事業支援証明書 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条の規定により認定を受けた郡山市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書をいう。
- (8) 支援機関 産業競争力強化法に基づき国から委託を受けた事業者が設置する事業承継・引継ぎ支援センター、株式会社日本政策金融公庫、金融機関、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項に基づき認定を受けた経営革新等支援機関、及び中小企業庁によるM&A支援機関登録制度に基づくM&A支援機関の登録を受けた支援機関をいう。

### (補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定める創業又は事業承継に係る補助対象者となる要件のいずれにも該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（営利を目的とした事業を営む個人又は法人のうち、前項第1号に該当しないものをいう。以下同じ。）が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (7) 事業に関し必要な許認可等を取得していない者
- (8) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (9) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (10) 過去に本補助金の交付を受けたことがある者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者  
（補助金の交付の対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する額は補助対象経費としない。

- (1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額に相当する額
- (2) 国又は地方公共団体から交付を受けた補助金その他それに類する収入の対象経費の額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の対象期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和7年4月1日から補助金の交付の申請をした日までとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、創業若しくは事業承継した日から補助金の交付の申請をする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の末日までに、規則第4条の規定により申請しなければならない。この場合において、当該申請書には、別表第3に

定める書類を添付するものとする。

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

(2) 事業の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助金等に係る財産の制限の期間と同一とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が10万円以上のものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象者となる要件
創業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</li> <li>2 特定創業支援等事業支援証明書の発行を受けた者</li> <li>3 開業届出書により納税地を本市に指定している、又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条第1項の届出書（以下「法人設立届出書」という。）により主たる事業所の所在地及び納税地を本市に指定している者</li> <li>4 創業した日から1年を経過していない者</li> <li>5 本補助金の交付を申請した日から3年以上事業を継続する意思がある者</li> </ol>
事業承継	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</li> <li>2 支援機関の支援を受けて事業承継を行った者</li> <li>3 市内において1年以上の期間に渡り営まれてきた事業を、承継後も引き続き市内で営む者</li> <li>4 承継する事業に従事する者を引き続き雇用する者。ただし、従事者から退職の申し出があった場合等雇用者都合によらない場合を除く。</li> </ol>

※廃業を予定している者等から、株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）を引き継ぎ創業した場合は事業承継と見做し、別表第2の事業承継に係る経費に係る補助対象経費の内容、補助金の額及び備考を適用する。

別表第2（第4条関係）

補助対象 経費	補助対象経費の内容	補助金の額	備考
創業に係 る経費	<p>1 工事請負費 創業を目的として新たに市内に設置する本店又は主たる事業所の開設に係る内外装工事費、設備工事費並びに自己用屋外広告物の制作及び設置に要する経費（市内事業者が施工するものに限る。）</p> <p>2 備品購入費 創業した事業に必要な設備又は備品（耐用年数1年以上かつ取得金額が1点当たり10万円以上のものをいう。）の購入費（創業に係る準備期間中（創業した日の属する年度に限る。以下同じ。）又は創業した日から補助金の交付の申請をした日までに購入したのものに限る。）</p>	補助対象経費の2分の1以内の額で、補助対象者一人当たり10万円を限度とする。	備品購入費について、創業した個人又は創業により設立された法人の代表者の親族又は創業により設立された法人の役員から購入した経費の額は含まない。
事業承継 に係る経 費	<p>1 報償費及び旅費 事業承継に係る業務のうち士業等専門家の報償費及び旅費</p> <p>2 工事請負費 引き継いだ事業の主たる事業所の改装等に係る内外装工事費、設備工事費並びに自己用屋外広告物の制作及び設置に要する経費（市内事業者が施工するものに限る。）</p> <p>3 備品購入費 事業承継に必要な設備又は備品（耐用年数1年以上かつ取得金額が1点当たり10万円以上のものをいう。）の購入費（事業承継した日の属する年度又は事業承継した日から補助金の交付の申請をした日までに購入したのものに限る。）</p>	<p>1 親族内承継又は従業員承継の場合は、補助対象経費の2分の1以内の額で、補助対象者一人当たり10万円を限度とする。</p> <p>2 第三者承継の場合は、補助対象経費の2分の1以内の額で、補助対象者一人当たり30万円を限度とする。</p>	備品購入費について、事業承継した個人又は事業承継された法人の代表者の親族又は役員から購入した経費の額は含まない。

別表第3（第6条関係）

区分	添付書類
創業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業内容書（第1号様式）</li> <li>2 支出内訳書（第2号様式）</li> <li>3 同意書兼誓約書（第3号様式）</li> <li>4 特定創業支援等事業支援証明書の写し</li> <li>5 開業届出書又は法人設立届出書の写し（税務署に受付されたことを確認できるものに限る。）</li> <li>6 営業許可書等営業に関する許認可等を受けていることを確認できる書類の写し（許認可等が必要な業種に限る。）</li> <li>7 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類</li> <li>8 他の補助金その他それに類する収入の対象経費の額を確認できる書類（該当する収入がある場合に限る。）</li> <li>9 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類</li> <li>10 経営資源（設備、従業員、顧客等）を引継いだ内容がわかる書類（廃業を予定している者等から、株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）を引き継ぎ創業した者に限る。）</li> </ol>
事業承継	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業内容書（第1号様式）</li> <li>2 支出内訳書（第2号様式）</li> <li>3 同意書兼誓約書（第3号様式）</li> <li>4 発行から3か月以内の登記全部事項証明書の写し（法人の場合に限る。）</li> <li>5 支援証明書（第4号様式）</li> <li>6 事業承継の完了日がわかる書類</li> <li>7 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類</li> <li>8 他の補助金その他それに類する収入の対象経費の額を確認できる書類（該当する収入がある場合に限る。）</li> <li>9 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類</li> </ol>